

# マージン率等の情報提供について

- ① 令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)労働者派遣に関する料金の額の平均額  
(無期) 30,044 円 (有期) 50,056 円
- ② 令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)派遣労働者の賃金の額の平均額  
(無期) 15,598 円 (有期) 29,561 円
- ③ 令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)マージン率  
44.9%

$$\text{マージン率} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right)}{\left( \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right)}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。  
※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。  
※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

④ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ( 全ての派遣労働者 )

当該労使協定の有効期間の終期 ( 令和9年3月31日 )

☐ 締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑤ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注) キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

| 訓練種別           | 対象者となる派遣労働者<br>雇入時・派遣中・待機中など | 訓練方法<br>OJT・OFF-JT | 訓練費用負担額<br>無償・有償 | 賃金支給<br>有給・無給 |
|----------------|------------------------------|--------------------|------------------|---------------|
| 入職時等基礎訓練       | 雇入時                          | OFF-JT             | 無償               | 有給            |
| プログラミング能力      | 雇入時・派遣中                      | OFF-JT             | 無償               | 有給            |
| システムエンジニア育成    | 全派遣労働者                       | OFF-JT             | 無償               | 有給            |
| プロジェクトマネージャー育成 | 3年目以降                        | OFF-JT             | 無償               | 有給            |

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 総務部 電話番号 087-884-6062

⑥ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

休憩室:施設あり 喫煙室:施設あり 教育訓練:制度あり 業務上、現在または今後必要と考えられる教育について、希望する場合は社内教育・社外教育について従業員と同様に受講可能とする。

事業所名 株式会社メホールシステムズ  
許可番号 派37-300286